

令和元年度 水戸市行政評価委員会 (第1回)

令和元年9月25日(水)
午後3時～午後4時
水戸市役所4階 政策会議室

1 次第

- (1) 開会
- (2) 市長挨拶
- (3) 諮問
- (4) 包括外部監査の実施に伴う行政評価の取扱い及び令和元年度行政評価における対象事務事業の説明
- (5) 行政評価委員会の審議の進め方及びスケジュール
- (6) その他
- (7) 閉会

2 資料

- (1) 行政評価委員会条例
- (2) 行政評価委員会委員名簿
- (3) 行政評価の基本方針
- (4) 包括外部監査の実施に伴う行政評価の取扱いについて
- (5) 令和元年度行政評価(1次評価)の概要
- (6) 行政評価調書
- (7) 行政評価委員会審議の進め方及びスケジュールについて(案)
- (8) 意見書

水戸市行政評価委員会条例

(設置)

第1条 本市が実施する行政活動の評価(以下「行政評価」という。)の客観性及び透明性を確保するため、水戸市行政評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 行政評価に関すること。
- (2) その他必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、学識経験者のうちから、市長が委嘱する5人以内の委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部において行う。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

水戸市行政評価委員会委員名簿

氏名 (敬称略)	選出区分
吉田 勉	学識経験者（常磐大学）
川島 佑介	学識経験者（茨城大学）
伊藤 明美	学識経験者（水戸商工会議所女性会）
樋田 雅美	学識経験者（関東信越税理士会水戸支部）
水庭 清隆	学識経験者（茨城県経営コンサルタント協会）
委員数	5人

行政評価の基本方針

平成24年5月23日
水戸市行政改革推進本部決定
平成28年6月3日一部改正

1 行政評価の目的

行政評価の実施により、本市の事務事業の必要性、有効性、効率性を客観的に評価し、かつ、その評価結果を適切に反映させることにより、次の効果を得ることを目的とするものである。

(1) 行政の透明性の向上及び説明責任の徹底

市は、行政運営に関する基本的な方針や考え方に基づく事務事業の具体的な計画や実施目標を設定するとともに、客観的な基準を用いることにより、行政の透明性の向上及び説明責任の徹底を図る。

(2) 成果重視の行政への転換

事務事業の目的を果たすために、市は、どれだけの資源を投入したのか、又はどれだけのサービスを提供したのかを明らかにし、その結果、市民に対してどのような成果がもたらされたのかということを明らかにする成果重視の行政を実現する。

(3) 効率的・効果的な行政の運営による質の高い行政の実現

市が関与する必要がある分野に、重点化を図るなど、市民が求める質の高い行政サービスを必要最小限のコストで提供する。

(4) 職員の意識向上

職員が効果やコストを明確に意識するとともに、評価を今後にかかしていくという PDCA (※1) の考え方を学ぶことで、事務の効率的な推進を図る。

※1 PDCA … 「計画 (Plan) →実施 (Do) →評価 (Check) →改善 (Action)」のことであり、その頭文字を並べた言葉である。行政活動をするうえでは、目標を設定した計画 (Plan) に基づき、それを実現するために事務事業を実施 (Do) し、事務事業の成果を測定し評価 (Check) することにより、事務事業の改善 (Action) を図ることが重要である。

2 これまでの行政評価の取組

(1) 実績、効果

本市は、平成16年度から平成20年度までに474事業の行政評価を実施し、平成14年度及び15年度試行と合わせて、対象事務事業のすべての評価を行った。

その結果、見直しのうえ継続が292事業、統合が16事業、休止・廃止が15事業となり、全体の約66%で見直しの必要性が導き出された。そのうち、約80%の事務事業改善が行われ、経費効果は、2億7,800万円に上っている。

(2) 課題

このようにこれまでの行政評価は、一定の効果を挙げてきたところである。しかしながら、評価結果を確実に改善にかかしていくため、改善状況を明確にチェックできるシステムとすべきであると、行政評価委員会から指摘されている。

また、事業費の少ない事業の評価においては、経費効果が見られない状況にあるほか、評価シートが複雑であったため、市民に対して分かりにくいものとなっているなどの課題があった。

3 行政評価の手法

今後の行政評価は、これまでの実績と課題を踏まえ、次の手法により行うこととする。

(1) 評価対象の事務事業

平成 14 年度から平成 20 年度までに対象となるすべての事務事業を評価し、改善を進めていることから、今後は、時代の変化等により課題となっている事務事業のテーマを選定し、評価を行うこととする。

評価の対象とする事務事業は、原則として、下記の条件を満たすものの中から選ぶこととする。

- ① 年間事業費予算 100 万円以上の事務事業とする。
- ② これまでの実績を踏まえた判断をするため、過去 3 年以上継続している事務事業とする。
- ③ 継続的に効果を挙げるため、今後 3 年以上の継続が見込まれる事務事業とする。
- ④ 以下の事務事業は、評価の対象から除くこととする。

評価対象から除外する事務事業

ア 市の裁量の余地又は効果が少ないもの

国・県への報告等の事務などの市の裁量の余地が少ないものは、行政評価の効果が低いと考えられる。

- ・ 国・県への報告等の事務
- ・ 法定受託事務で実施手段や給付金額の決定等が示されているもの
- ・ 部門共通の庶務・経理事務
- ・ 内部の連絡調整事務 等

イ 普通建設事業

道路、橋りょう、市営住宅、公園、学校の建設等の普通建設事業は、総合計画の策定及び毎年度見直しを行う 3 か年実施計画の策定の段階において、社会経済情勢の変化や市民の要望、事業の緊急性、優先性などを総合的に勘案してその方向性を決定することから、当該行政評価の対象から除外する。

(2) 年間評価数及び対象事務事業の選定方法

- ・ 調査部会において、年度ごとに一定のテーマを設定するとともに、原則として、そのテーマに沿った事務事業から、10 事業程度を評価する。
- ・ 行政評価委員会又は行政改革推進本部から個別具体的に評価の必要性が示された事務事業については、年間事業費やテーマにかかわらず、評価を行うこととする。
- ・ 評価事務事業の選定に当たっては、各部門や施策のバランスに配慮するものとする。

(3) 評価の実施主体

評価（進行管理を含む。）は、次のとおり 3 段階による評価方式により行うこととする。

① 内部評価（1 次評価）

各部推進会議が行う評価である。事務事業の担当者だけでなく、課、部の組織単位で十分に議論をし、評価調書の作成に当たるものとする

② 外部評価（2次評価）

行政評価委員会が行う評価である。公開で行うものとし、行政評価委員会の求めに応じて評価対象事務事業の担当部課へのヒアリングの機会を確保するとともに、必要に応じて担当部課から行政評価委員会に説明する機会を確保する。

③ 総合評価（3次評価）

行政改革推進本部が行う評価である。外部評価（2次評価）を踏まえ、評価の最終的な決定を行う。

(4) 評価調書と評価の基準

評価に当たっては、別紙「行政評価調書」を使用するものとする。行政評価調書に、事務事業の目的や必要性、行政コスト等を記載するとともに、客観的な判断を行うために、成果指標（※2）を数値化して設定する。

評価の方向性を決めるに当たっては、**必要性**、**有効性**、**効率性**の三つの基準をもとに判断する。各基準の判断に当たっては、行政評価調書の中の評価シートを用いる。

※2 成果指標 市民の視点による事務事業の目的の成果を数値で表したもの

評価の基準（項目及び点数）

必要性

（事務事業の目的に妥当性があるか。市が実施する必要があるか）

- a 法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業であること。（4点）
- b 法令により実施することが期待されている事業又は条例により実施することとされている事業であること。（1点）
- c 対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業であること。（1点）
- d 対象者のニーズが高い事業であること。（1点）
- e 民間、NPO等に類似事業はないこと。（1点）

有効性

（事務事業の実施により、市民に期待される効果を得られているか。）

- a 成果指標の目標値が最大値となっており、かつ、実績が目標値に達していること。（4点）
- b 市民生活上又は行政内部の管理上有効であること。（1点）
- c 成果指標の実績が目標に達していること。（1点）
- d 実際にサービスを受ける者が特定の者に偏っていないこと。（1点）
- e 事務事業の目的を達成するための手段が適切であること。（1点）

効率性

（活動量に見合った結果があるか。業務改善や民間委託によって成果を落とさず、コスト削減は可能か。）

- a 効率性向上の余地がないこと。（4点）
- b コスト削減への取組を実施していること。（1点）
- c 市が実施する方が民間やNPOが実施するより効率的であること。（1点）
- d 市の事務事業で類似したものではなく、他の事業と統合することは難しいこと。（1点）
- e 成果指標単位当たりの行政コストは前年度より低くなっていること。（1点）

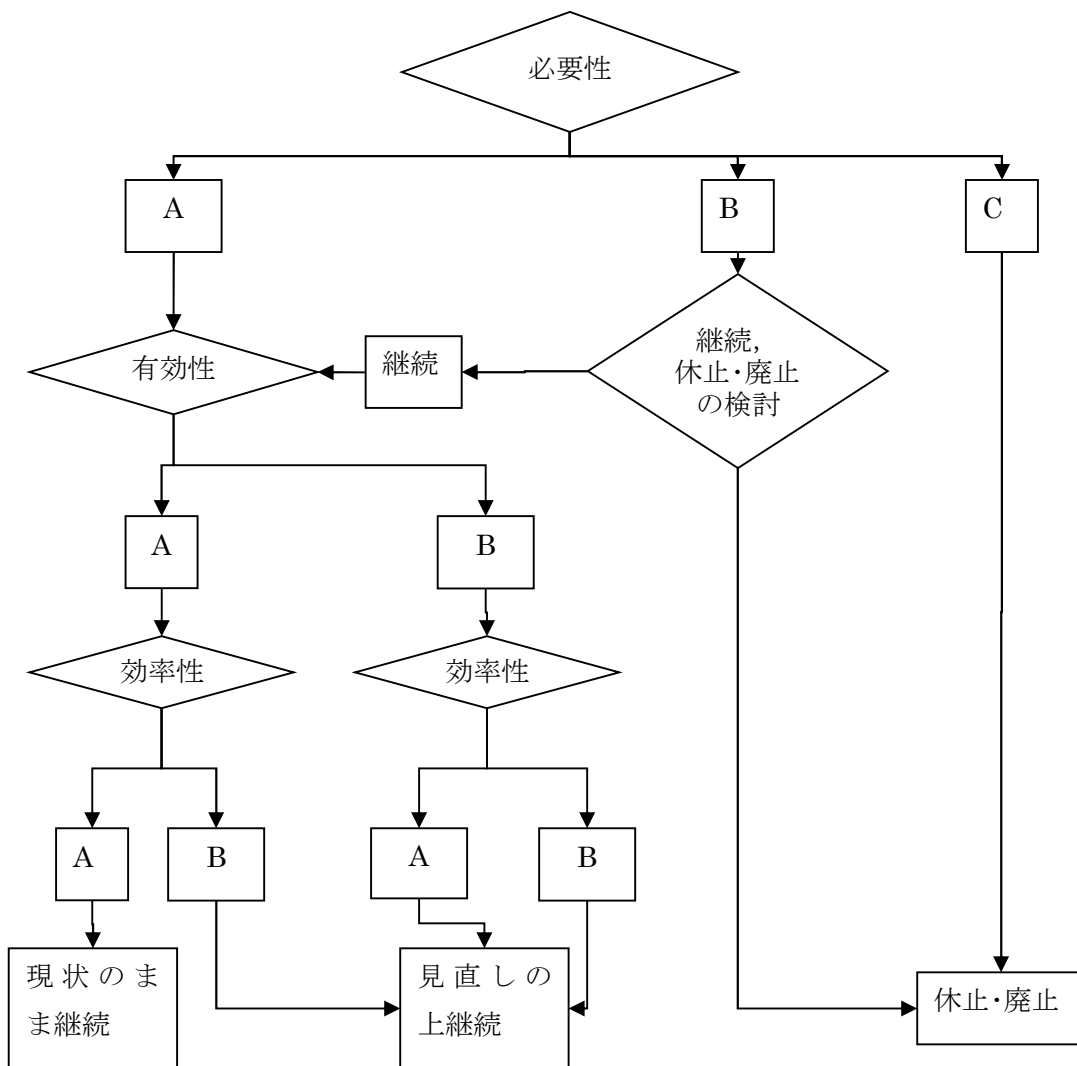
- ① 各基準の評価は4点満点とする。
- ② 各基準ともaの項目を満たす場合は、4点の評価とし、満たしていない場合は、bからeまでの基準を満たすものの合計点の評価とする。

③ 基準のうち、必要性については、A、B、Cの3段階の評価とし、有効性及び効率性は、A、Bの2段階の評価とする。評価と点数の関係は次の表のとおりである。

	A	B	C
必要性	4点, 3点	2点, 1点	0点
有効性	4点, 3点	2点, 1点, 0点	
効率性	4点, 3点	2点, 1点, 0点	

④ ③の評価結果から、次の方向性判断フロー図に基づき、今後の方向性を決定する。なお、今後の方向性は次のページのとおりである。

方向性判断フロー図



(5) 評価の仕方

① 1次評価（内部評価）

各部推進会議が、行政評価調書に事業の概要、成果指標、行政コストの推移等を記載するとともに、評価シートに記載し、今後の方向性を決定する。方向性の判断に当たっては、評価シートの必要性、有効性、効率性の判定から、前ページの「方向性判断フロー図」を使用して、今後の方向性を検討する。

なお、今後の方向性は、次の表のとおりである。「2 見直しの上で継続」の場合は、「ア」～「オ」から今後の方針を選択するものとする。

（今後の方向性）

- | |
|---------------------------|
| 1 現状のまま継続 |
| 2 見直しの上で継続 |
| ア 主体を代える（実施主体を代える） |
| イ 手段を改善する（実施の手段を代える） |
| ウ 効率化を図る（結果単位当たりのコストを下げる） |
| エ 簡素化する（規模を縮小する） |
| オ 統合する（類似事業を統合する） |
| 3 休止、廃止 |

② 2次評価（外部評価）

1次評価を踏まえて、行政評価委員会による外部評価を実施する。行政評価委員会は、今後の方向性及び評価する点、改善すべき点を指摘するものとする。

③ 3次評価（総合評価）

2次評価を踏まえて、行政改革推進本部による総合評価を実施し、今後の方向性を決定する。

ここで、「現状のまま継続」とされた事務事業については、行政評価は終了とする。「見直しの上継続」とされた事業は、改善目標（又は休止、廃止の方向性）を設定し、改善に取り組むものとし、2年目評価以降の評価を行うものとする。「休止、廃止」とされた事務事業は、改善目標（又は休止、廃止の方向性）を設定し、2年目評価以降の評価を行う場合と、行政評価終了になる場合に分かれるが、本部で決定を行うものである。

(6) 継続的な評価

1年目評価と2年目以降の評価(進行管理)では、以下のようにやり方が異なる。

① 1年目評価

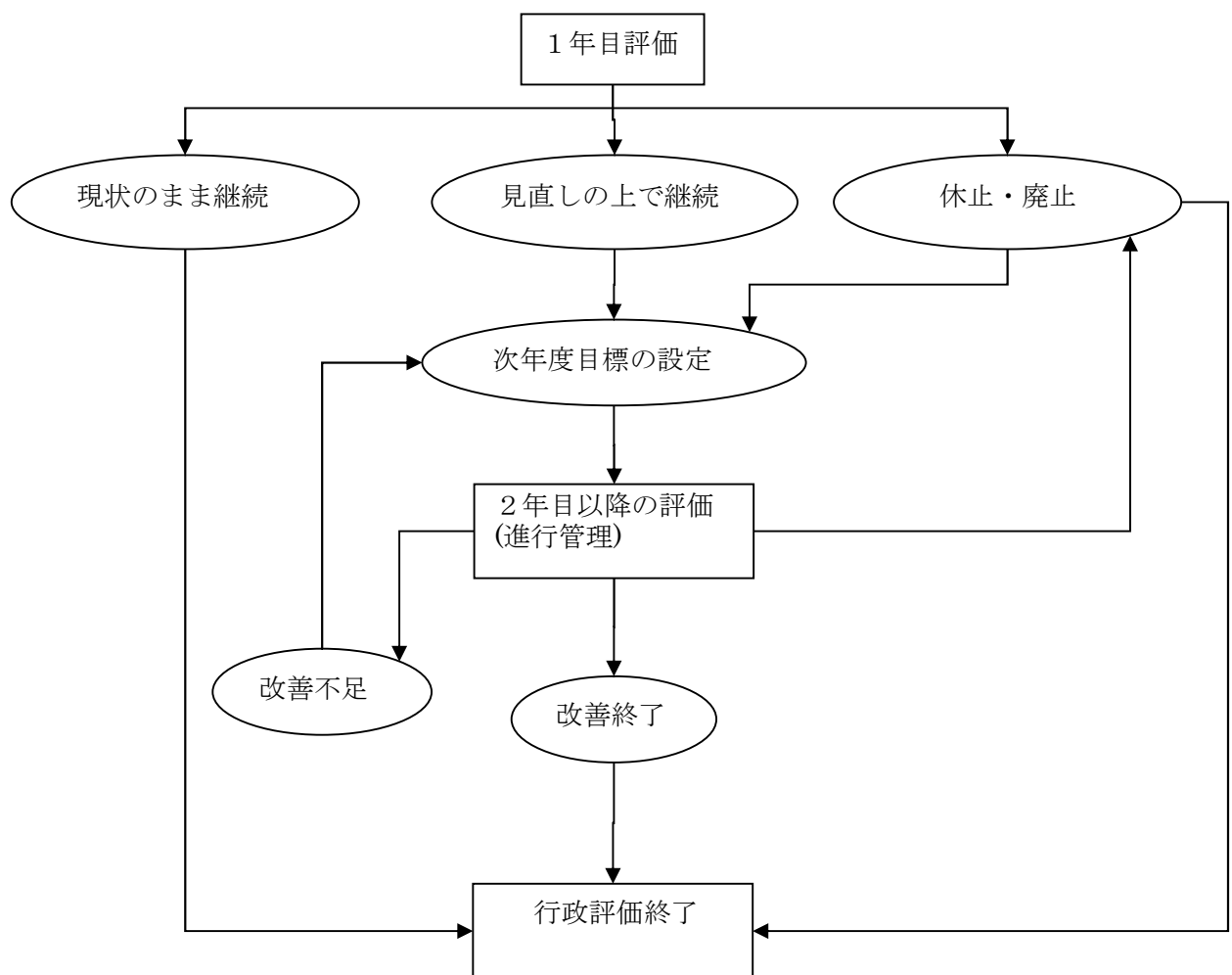
行政評価調書に事業概要、実績、行政コストの推移等を記載するとともに、評価シートに記載し、今後の方向性を決定する。

総合評価(3次評価)において、「現状のまま継続」とされた事務事業については、行政評価は終了とする。「見直しの上継続」とされた事務事業は、改善目標(又は休止、廃止の方向性)を設定し、改善に取り組むものとする。「休止、廃止」とされた事務事業は、改善目標を設定し次年度評価を行う場合と、行政評価終了となる場合に分かれる。

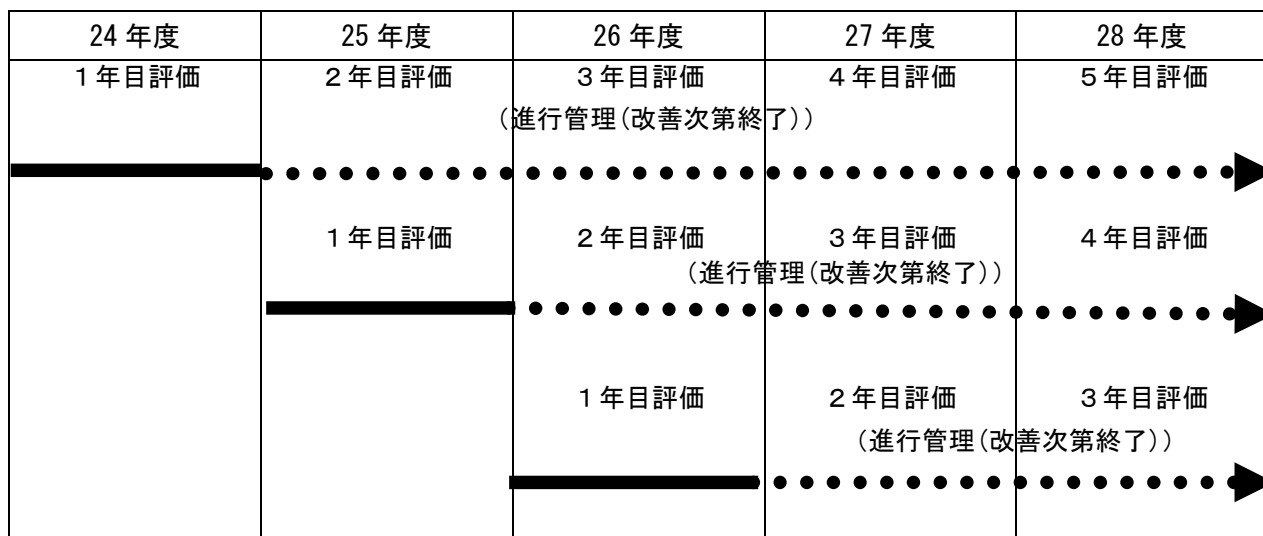
② 2年目以降の評価(進行管理)

前年度の改善目標を踏まえ、取り組んだ見直しの状況について、1次評価(内部評価)に記載する。その結果について、2次評価(外部評価)、3次評価(総合評価)において、指摘、指示を受け、改善が図られたものと評価された場合は、行政評価は終了とする。改善が図られていない場合、あるいは、さらなる改善が必要であるとされた場合は、再度、改善目標(又は休止、廃止の方向性)を設定し、改善が終了するまで毎年評価を行う。

継続的な評価のフロー図



評価スケジュール



4 行政評価の実施体制

(1) 内部組織

組織名	構成	役割
行政改革推進本部	市長，副市長， 部長等	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針の決定 総合評価（3次評価）の実施 改革に係る指示 評価結果の公表
行政改革推進本部 幹事会	副市長，市長公 室長，総務部長， 財務部長，水道 部長，教育部長	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針の検討 評価対象事務事業の決定 総合評価（3次評価）の検討
行政改革推進本部 各部推進会議	各部長，各課長	<ul style="list-style-type: none"> 内部評価（1次評価）の実施 評価結果に基づき改善目標の設定及び改善の推進
調査部会（行政評価推 進担当）	行政改革課，人 事課，政策企画 課，財政課	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針の検討 評価対象事務事業の検討 各部課及び行政評価委員会との連絡調整 総合評価（3次評価）の検討

(2) 外部組織

組織名	構成	役割
行政評価委員会	学識経験者 (5名以内)	<ul style="list-style-type: none"> 外部評価（2次評価）の実施

5 行政評価のスケジュール

標準的な行政評価のスケジュールは、以下のとおりとする。

時 期	内 容	
	1 年目評価	2 年目以降の評価(進行管理)
5 月中旬	【行政改革推進本部幹事会】 ・ 対象事務事業の決定	・ 各部推進会議（各部課）へ評価調書作成依頼
5 月下旬	【行政改革推進本部】 ・ 基本方針の決定 ・ 各部推進会議（各部課）へ評価対象事務事業の周知及び評価調書作成依頼	
5 月下旬 ～6 月下旬	【各部推進会議】 ・ 評価調書の作成（1次評価）及び調査部会への提出	【各部推進会議】 ・ 評価調書の作成（見直しの進ちよく状況等を記入）及び調査部会への提出
6 月下旬 ～7 月中旬	【調査部会】 ・ 評価調書内容チェック及びヒアリング ・ 内部評価（1次評価）の内容協議 ・ 各部課へのフィードバック	【調査部会】 ・ 評価調書内容チェック及びヒアリング ・ 評価調書（見直しの進ちよく状況等）の報告
7 月中旬 ～8 月中旬	【行政評価委員会】 ・ 外部評価（2次評価）	
8 月中旬 ～9 月下旬	【行政改革推進本部幹事会】 ・ 行政改革推進本部への付議事案の協議 【行政改革推進本部】 ・ 総合評価（3次評価） ・ 各部推進会議（各部課）へ評価結果を通知	
10 月	・ 総合評価（3次評価）の公表 【各部推進会議】 ・ 評価結果に基づき改善目標の設定	
12 月上旬 ～1 月中旬	・ 評価結果に基づき次年度の予算査定	
2 月 ～3 月	【調査部会】 ・ 次年度評価対象事務事業の検討	

6 評価の活用等

評価結果については、市の広報紙やホームページにより市民へ公表する。また、行政評価の結果を予算や総合計画の3か年実施計画へ反映していくものとする。

包括外部監査の実施に伴う行政評価の取扱いについて

1 包括外部監査の実施に伴う行政評価の取扱い

本市の行政評価については、平成24年度から、市の課題事項を年度ごとにテーマとして選定するとともに、そのテーマに沿った事務事業から10事務事業程度を評価する現行の手法に変更した。その結果、これまでの7年間で、公の施設における民間活力の活用
の推進、滞納整理事務の効率化、イベントのリニューアルなど、一定の成果を挙げてきた。

一方で、本市では、中核市移行に伴い、令和2年度から毎会計年度、都道府県、指定都市及び中核市に義務付けられている包括外部監査を実施する必要がある。行政評価と包括外部監査は、テーマの設定や調査の過程での外部有識者の関与など、制度上の共通点がある。このため、本市では、令和2年度以降、当分の間、包括外部監査のみ実施し、その制度の充実に努める。行政評価については、包括外部監査の運営が軌道に乗った段階で、改めてそのあり方を検討する。

(行政評価と包括外部監査の比較)

項目	行政評価	包括外部監査
評価（監査）の主体	<ul style="list-style-type: none"> ・内部評価（各部推進会議） ・外部評価（行政評価委員会） ・総合評価（行革推進本部） ※ 行政評価委員会（附属機関） 委員は5人（大学教員2人，経営者，税理士，経営コンサルタント） 	<p>次のいずれかに該当する者を包括外部監査人とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士 ・公認会計士 ・国や地方公共団体において監査又は財務の事務に従事した者であって政令で定める者 ※ 必要に応じて税理士も可
実施の根拠	行政評価の基本方針（行革本部決定）	<p>地方自治法第252条の36第1項</p> <p>※ 包括外部監査契約の締結に当たっては議会の議決を経る。</p>
評価（監査）対象	年間事業予算100万円以上の事務事業（普通建設事業等を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ・財務に関する事務の執行（予算執行に係る事務も対象とできる。） ・経営に係る事業（公営企業）の管理 ※ 条例で定めることにより，外郭団体等の事務の執行，公の施設の

項目	行政評価	包括外部監査
		指定管理者の事務の執行等も監査対象とできる。
評価（監査）の視点	事務事業を必要性，有効性，効率性の観点から評価する。	最小の経費で最大の効果をあげるため，また，組織及び運営の合理化を図るため，効果的であるかの観点から監査する。
テーマ設定	年度ごとに市でテーマを設定する。 ・H24・25 公の施設の管理運営 ・H26・27 滞納整理事務 ・H28・29 イベント ・H30 公の施設の利用状況	年度ごとに包括外部監査人がテーマを設定する。 (他団体における事例) ・公の施設の管理運営 ・県税の賦課徴収事務 ・債権管理事務 ・保育事業の運営管理
評価（監査）結果の報告方法	行革推進本部で総合評価を決定し，市報及び市HPで公表する。	包括外部監査人は，監査の結果を議会，市長及び監査委員並びに関係のある行政委員会に提出する。また，監査委員は，当該監査結果を公表する。
評価（監査）結果に基づく措置状況の報告方法	翌年度の行政評価において報告し，改善が図られていない場合，再度，改善目標を設定し，評価を継続する。	市長や行政委員会は，監査の結果に基づき措置を講じたときは，その旨を監査委員に通知する。また，監査委員は，市長等から措置の通知があった場合，その内容を公表する。

2 令和元年度行政評価について

令和元年度行政評価については，継続評価となった2年目評価，4年目評価及び7年目評価の事務事業のみ評価を行い，本年度の行政評価をもって評価終了とする。

(1) 2年目評価のテーマ及び対象事務事業

1年目評価を実施した結果，「見直しの上で継続」とされた事務事業は，設定された改善目標に対する取組状況を評価するため，2事務事業について2年目評価を行う。

ア テーマ 「公の施設の利用状況」

イ 対象事務事業

事務事業名	内部評価 (1次評価)	行政評価委員 会の評価 (2次評価)	総合評価 (3次評価)	改善目標
1 青柳公園 の利用状況	現状のまま 継続	見直しの上で 継続（手段を 改善する。）	見直しの上で 継続（手段を 改善する。）	<ul style="list-style-type: none"> ・大会等の利用に加え，個人利用の周知を図るほか，施設の機能，予約方法，料金等の周知を強化し，利用者の拡大 ・稼働率の考え方を整理し，より正確な稼働実績の把握
2 障害者教 養文化体育 施設の利用 状況	現状のまま 継続	見直しの上で 継続（手段を 改善する。）	見直しの上で 継続（手段を 改善する。）	<ul style="list-style-type: none"> ・減少傾向の利用者数について，原因の検証 ・利用者のニーズを踏まえた施設の改修方針の検討 ・ホームページのリニューアルにとどまらず，さらなる広報活動の強化

(2) 4年目評価のテーマ及び対象事務事業

3年目評価を実施した結果，「改善継続」とされた事務事業は，設定された改善目標に対する取組状況を評価するため，3事務事業について4年目評価を行う。

ア テーマ 「イベント事務事業」

イ 対象事務事業

事務事業名	行政評価委員 会の評価 (2次評価)	総合評価 (3次評価)	改善目標
1 商工祭(補助事 業)	評価継続	評価継続	・産業祭における農業祭実行委員会との費用負担割合に係る根拠の明確化
2 農業祭(補助事 業)	評価継続	評価継続	・産業祭における商工祭実行委員会との費用負担割合に係る根拠の明確化
3 水戸黄門まつ り(補助事業)	評価継続	評価継続	・客観的な観客数の測定方法の検討

			<ul style="list-style-type: none"> 補助金の費用対効果の検証方法の検討 メディアへの営業活動やSNS等を活用した更なる周知活動の強化
--	--	--	---

(3) 7年目評価のテーマ及び対象事務事業

6年目評価を実施した結果、「評価継続」とされた事務事業は、設定された改善目標に対する取組状況の評価するため、1事務事業について7年目評価を行う。

ア テーマ 「公の施設の管理・運営に係る事務（直営施設）」

イ 対象事務事業

事務事業名	行政評価委員会の評価 (2次評価)	総合評価 (3次評価)	改善目標
1 斎場	評価継続	評価継続	・民間活力活用の検討

(4) 今後のスケジュールについて

実施月	主な内容
令和元年5月	テーマ及び評価対象事務事業の決定（行政改革推進本部幹事会）
6月	各部推進会議による1次評価（2・4・7年目評価）の実施
7月	担当課ヒアリング
7月～9月	2次評価の実施（行政評価委員会）
10月	総合評価の実施（行政改革推進本部）
11月	総合評価結果を各部推進会議へ通知
12月	ホームページ及び広報みと掲載 担当課による改善目標の設定

令和元年度行政評価(1次評価)の概要

- 1 各事務事業の評価
 ○ 2年目評価

No.	事務事業名	改善目標	対応する取組内容
1	青柳公園の利用状況	<p>土日祝日に比べて平日の利用が少ないほか、今後、東町運動公園体育館の完成に伴う、利用者数の減少も懸念されることから、大会等の利用に加え、個人利用の周知を図るほか、施設の存在、施設の機能（会議室も含む。）、予約方法、料金等の周知を強化し、利用者の拡大に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページを新設し、施設の概要、利用方法、予約方法、料金等の周知を強化し、利用者の拡大に努めている。 ・今後はさらに個人利用者数の増加を図るために、SNSにより活発に情報発信を行っていく。 ・東町運動公園のオープンにより、今後は利用者の分散が予想されるので、さらなる利用者数の増加に向けて取組を推進する。
		<p>稼働率の考え方を整理し、より正確な稼働実績の管理を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・メインアリーナとサブアリーナの稼働率の考え方について、最小の貸出し単位であるバドミントンコート1面を基準にアリーナを分割して稼働状況を把握するよう改め、より正確な稼働実績の管理を開始した。 ・稼働率としては、メインアリーナ・サブアリーナともに年間をとおして70%以上の稼働率を保っており、広く市民の方々にご利用いただけている。それに対して、会議室の稼働率は20%程度であるため、今後利用者の拡大に努めていく。
2	障害者教養文化体育施設の利用状況	<p>減少傾向である利用者数について、原因の検証を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数減少の一因として、3km以内に所在する類似施設の総合運動公園体育館が、空調設備等の大規模改修を行い平成29年4月に再開していることが考えられる。 ・利用者アンケートから駐車場が狭い、予約システムがなく一般の人は予約しにくい等があげられていることから、他の要因についても検証中である。
		<p>施設の老朽化については、利用者のニーズを踏まえた改修方針を策定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・改修方針については、優先順位を付けた改修を実施する計画を令和2年度の予算要求に向けて策定中である。
		<p>広報活動については、ホームページのリニューアルにとどまらず、さらなる広報活動の強化に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設パンフレットをリニューアルし、障害のある方の利用につなげるため計画相談事業所約30箇所を設置するほか、地域内での目的外利用につながるよう近隣の公共施設にも設置する。

○ 4年目評価

No.	事務事業名	改善目標	対応する取組内容
1	商工祭	産業祭実行委員会において協議、決定している共通経費等の費用負担について、説明責任を果たす観点から、根拠の明確化に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 共通経費の費用負担の根拠については、共通経費を除いた産業祭決算額における商工祭、農業祭のそれぞれ占める割合に応じた額を負担することに決定した。これを受け、農業祭が負担する分担金については、会場設営費や広報宣伝費などの共通経費約180万円のうち、産業祭決算額に占める農業祭の割合（おおよそ3割）に相当する55万円とする。
2	農業祭	産業祭実行委員会において協議、決定している共通経費等の費用負担について、説明責任を果たす観点から、根拠の明確化に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 共通経費の費用負担の根拠については、共通経費を除いた産業祭決算額における商工祭、農業祭のそれぞれ占める割合に応じた額を負担することに決定した。これを受け、農業祭が負担する分担金については、会場設営費や広報宣伝費などの共通経費約180万円のうち、産業祭決算額に占める農業祭の割合（おおよそ3割）に相当する55万円とする。
3	水戸黄門まつり	第59回水戸黄門まつり開催に向けた準備を進めていく中で、客観的な観客数の測定方法や補助金の費用対効果の検証方法の検討を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 客観的な観客数の測定方法については、今回から見直し、リニューアルした水戸黄門まつりの費用対効果を検証するうえで、指標の一つとなる観客数を客観的に把握するための方策のもと、まつり本番で実践したところ、3日間の観客数は70万人となり、数字上の単純な比較はできないが、前年度比21万2千人の減であった。 費用対効果については、新たな財源確保に取り組むとともに、補助金の在り方についても見直しを進めていく。
		メディアへの営業活動やSNS等を活用した周知活動の強化に取り組むなど、更なる改善を進める。	<ul style="list-style-type: none"> P R活動の強化については、水戸黄門まつりを広く周知するため、3月にリニューアル告知チラシを市内全戸配布するとともに、県内外の旅行会社92社へも配布した。 テレビ、ラジオ、新聞といったメディアによるP Rに加え、水戸大使であり世界的にも有名な「和楽器バンド」のボーカル鈴木ゆう子さんにイメージソングを製作いただき、P R動画として配信した。 ゲームとのコラボ、youtube動画広告等といったSNSを活用したP Rを実施したほか、新たな手法としてJ R水戸駅特急指定席券売機モニターを活用したP Rも実施したことによって、P R動画視聴回数が配信開始から2週間で7万回を超えるなどの効果があった。

○ 7年目評価

No.	事務事業名	改善目標	対応する取組内容
1	斎場管理運営事務	新斎場整備基本計画（平成30年度策定）において、新斎場の事業手法を「公設公営方式を基本とし、運営に当たっては、より効率的かつ効果的な手法を採用する」こととした。現斎場の民間活力活用の対象範囲についても、新斎場の運営に係る詳細の検討とあわせ、具体的な内容や導入スケジュールを検討する。	<ul style="list-style-type: none"> 新斎場の運営については、新斎場整備基本計画（平成30年度策定）に基づき、今後、他市等における状況などを踏まえ、効率的かつ効果的な手法の具体的な検討を行う。 現斎場の民間活力活用については、新斎場の運営手法を踏まえ、今後、慎重に検討を行うものとする。